

市有財産一時貸付
(八街市有地及び施設内自動販売機設置場所)
一般競争入札案内書

千葉県八街市

この案内書には、入札の参加方法や入札物件についての案内等を掲載していますので、内容を熟読のうえ、入札にご参加ください。

なお、入札物件については入札の前に現地及び関係する諸規制を、必ずご自身で確認するようにしてください。

<開札までのスケジュール>

入札公告	令和7年1月17日（金）
入札案内書配信期間	令和7年1月17日（金）から令和7年2月17日（月）まで
入札参加申込書提出	令和7年1月17日（金）から令和7年1月31日（金）まで
質問期間	令和7年1月17日（金）から令和7年1月24日（金）まで
入札期間	令和7年1月29日（水）から令和7年2月12日（水）まで
<u>※入札は郵送のみとし、持参は不可とする。（2月12日（水）必着）</u>	
開札	令和7年2月17日（月） 9:00
入札参加資格書類の提出	令和7年2月17日（月）から令和7年2月18日（火）まで

<問い合わせ先>

・物件について

ア 八街市役所・総合保健福祉センター（設置番号①②③④⑤⑨⑱）

八街市総務部財政課（資産経営係）

電話番号 043-443-1117

F A X 043-444-0815

イ 八街駅北口駅前広場・八街駅南口駅前広場・榎戸駅駅前広場・けやきの森公園
・八街中央公園（設置番号⑥⑦⑧⑩⑪）

八街市建設部都市計画課（都市整備係）

電話番号 043-443-1430

F A X 043-442-6416

ウ 中央公民館（設置番号⑫⑳）

八街市教育委員会教育部中央公民館

電話番号 043-443-3225

F A X 043-443-3226

エ 学校給食センター（設置番号⑬）

八街市教育委員会教育部学校給食センター

電話番号 043-444-1181

F A X 043-444-7069

オ スポーツプラザ（設置番号⑭⑮⑯㉑）
八街市教育委員会教育部スポーツプラザ
電話番号 ０４３－４４３－８００３
Ｆ Ａ Ｘ ０４３－４４３－８００５

カ クリーンセンター（設置番号⑰）
八街市経済環境部クリーン推進課
電話番号 ０４３－４４３－６９３７
Ｆ Ａ Ｘ ０４３－４４３－１７３８

キ 八街市立図書館（設置番号⑱）
八街市教育委員会教育部図書館
電話番号 ０４３－４４４－４９４６
Ｆ Ａ Ｘ ０４３－４４４－４０９６

<入札案内>

	ページ
◆ 一時貸付物件一覧.....	5
◆ 市有財産一時貸付一般競争入札について.....	7
1 入札物件（一時貸付物件）.....	7
2 一般競争入札参加資格.....	7
3 契約上の主な条件.....	7
4 入札事前手続き.....	9
5 入札保証金.....	9
6 入札の無効.....	9
7 入札.....	9
8 開札.....	10
9 落札者の決定.....	10
10 開札後の手続き.....	11
11 契約の締結等.....	11
12 契約保証金.....	12
13 貸付料について.....	12
14 自動販売機に係る電気料.....	12
15 入札結果の公表.....	13
16 休館した場合について.....	13
17 その他.....	13
◆ 物件個別明細書.....	14
入札参加申込書.....	35
入 札 書.....	36
委 任 状.....	37
【記載例】.....	38
入札書提出用封筒記載例.....	43
質 問 用 紙.....	44
市有財産一時貸付契約書.....	45

◆ 一時貸付物件一覧

物件 番号	設置 番号	財産名称	貸付場所	所在地	貸付面積 上段：自販機部分 下段：回収ボックス	台数	設置場 所区分	新規 入替 区分	個別条件	最低貸付料 (月額)
1	①	八街市役所	第一庁舎1階(東)	八街市八街ほ35番地29	奥行0.80m×幅1.20m 奥行0.50m×幅1.00m	1台	屋内	入替	災害対応機器	24,000円
	②	八街市役所	第一庁舎2階	八街市八街ほ35番地29	奥行0.70m×幅1.20m 奥行0.50m×幅1.00m	1台	屋内	入替		
	③	八街市役所	第三庁舎2階	八街市八街ほ35番地29	奥行0.70m×幅1.20m 奥行0.50m×幅0.50m	1台	屋内	入替		
	④	八街市役所	総合保健福祉センター 3階	八街市八街ほ35番地29	奥行0.80m×幅1.20m 奥行0.50m×幅1.00m	1台	屋内	入替		
2	⑤	八街市役所	総合保健福祉センター 1階	八街市八街ほ35番地29	奥行0.70m×幅1.20m 奥行0.50m×幅1.00m	1台	屋内	入替		24,000円
	⑥	八街駅南口駅前広場	「ぼっち」東側付近	八街市八街ほ237番地	奥行0.80m×幅1.20m 奥行0.50m×幅1.00m	1台	屋外	新規		
	⑦	八街駅北口駅前広場	屋外トイレ付近	八街市中央100番地	奥行0.80m×幅1.20m 奥行0.50m×幅1.00m	1台	屋外	入替		
	⑧	榎戸駅駅前広場	屋外トイレ付近	八街市榎戸925番地	奥行0.80m×幅1.20m 奥行0.50m×幅1.00m	1台	屋外	新規		
3	⑨	八街市役所	第一庁舎1階(中)	八街市八街ほ35番地29	奥行0.70m×幅1.20m 奥行0.50m×幅1.00m	1台	屋内	入替		30,000円
	⑩	けやきの森公園	屋外トイレ付近	八街市八街ほ245番地	奥行0.90m×幅1.50m 奥行0.50m×幅1.00m	1台	屋外	新規	災害対応機器	
	⑪	八街中央公園	公園入口付近	八街市八街ほ155番地1	奥行0.80m×幅1.20m 奥行0.50m×幅1.00m	1台	屋外	入替	災害対応機器	
	⑫	中央公民館	1階通路(北)	八街市八街ほ796番地1	奥行0.80m×幅1.20m 奥行0.50m×幅1.00m	1台	屋内	入替	災害対応機器	
	⑬	学校給食センター	第一調理場1階廊下	八街市八街へ199番地1060	奥行0.80m×幅1.20m 奥行0.50m×幅1.00m	1台	屋内	入替		

物件 番号	設置 番号	財産名称	貸付場所	所在地	貸付面積 上段：自販機部分 下段：回収ボックス	台数	設置場 所区分	新規 入替 区分	個別条件	最低貸付料 (月額)
4	⑭	スポーツラサ	1階ラウンジ(下)	八街市八街い84番地10	奥行0.80m×幅1.20m 奥行0.50m×幅0.50m	1台	屋内	入替	災害対応機器	30,000円
	⑮	スポーツラサ	1階ラウンジ(下)	八街市八街い84番地10	奥行0.80m×幅1.20m 奥行0.50m×幅0.50m	1台	屋内	入替		
	⑯	スポーツラサ	屋外トイレ付近	八街市八街い84番地10	奥行0.80m×幅1.20m 奥行0.50m×幅1.00m	1台	屋外	入替		
	⑰	クリーンセンター	屋外通路	八街市用草500番地	奥行0.80m×幅1.20m 奥行0.50m×幅1.00m	1台	屋外	入替		
	⑱	八街市立図書館	1階元電話ボックス	八街市八街ほ800番地1	奥行0.80m×幅1.20m 奥行0.50m×幅1.00m	1台	屋内	新規		
5	⑲	八街市役所	第一庁舎1階(西)	八街市八街ほ35番地29	奥行0.80m×幅1.20m 奥行0.70m×幅0.50m	1台	屋内	入替	災害対応機器 (給湯機能付)	18,000円
	⑳	中央公民館	1階通路(南)	八街市八街ほ796番地1	奥行0.80m×幅1.20m 奥行0.50m×幅1.00m	1台	屋内	入替	災害対応機器 (給湯機能付)	
	㉑	スポーツラサ	1階ラウンジ(上)	八街市八街い84番地10	奥行0.80m×幅1.20m 奥行0.50m×幅0.50m	1台	屋内	入替	災害対応機器 (給湯機能付)	

※ 屋内設置箇所は消費税及び地方消費税の課税対象です。

◆ 市有財産一時貸付一般競争入札について

八街市は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号に基づき、市有財産の有効活用を推進しています。本件貸付は、「飲料等の自動販売機及び飲料容器等の回収容器等」の設置及び運営ができる事業者（借受人）を一般競争入札により決定し、借受人との間に八街市有地内及び施設内の自動販売機設置場所の一時貸付契約を締結することにより市有地及び施設の効用を高め、市民の方々などへの利便性を図ることを趣旨として実施します。

1 入札物件（一時貸付物件）

入札物件（一時貸付物件）は別表「一時貸付物件一覧」（5～6ページ）のとおりです。物件の詳細については、物件個別明細書をご覧ください。

2 一般競争入札参加資格

一般競争入札参加資格は、入札公告（市有財産一時貸付にかかる一般競争入札について）の「2一般競争入札参加資格」に定めるとおりとします。

3 契約上の主な条件

（1）貸付契約の内容

本件一時貸付契約は、地方自治法第238条の4第2項第4号の規定に基づく貸付け（賃貸借契約）です。

（2）貸付期間

貸付期間は、令和7年4月1日（火）から令和10年3月31日（金）までの36ヶ月間

（3）一時貸付物件の用途等

一時貸付物件は、「自動販売機設置運営事業」の用途（以下「指定用途」という。）に供するものとする。また、自動販売機及び飲料容器等の回収容器等の設置・運営に伴う工事費用、光熱費等の費用は借受人の負担とします。

（4）禁止事項

- ① 一時貸付物件を指定用途以外の用途で使用することはできません。
- ② 一時貸付物件に建物を建築すること、又は工作物を設置することはできません。（市有地又は施設管理者（以下「財産管理者」という。）が電気の供給のために工作物の設置の必要があると認める場合を除く。）
- ③ 一時貸付物件を第三者に転貸し、又はそれに類似する行為をすることはできません。
- ④ 本件賃借権を第三者に譲渡し、又は他の権利を設定することはできません。
- ⑤ 一時貸付物件に設置する自動販売機で酒税法（昭和28年法律第6号）第2条による酒類又はその類似品を販売することはできません。

（5）資料の提出等

八街市が、債権の保全上必要があると認めるとき、又は第三者に一時貸付物件を転貸している疑いがある場合等において確認の必要があると認めるときは、八街市は借受人に対してその参考となるべき資料の提出又は報告を求めることができるものとします。この場合、借受人は必ず八街市に協力しなければなりません。

（6）一時貸付物件の引渡し及び返還

一時貸付物件は、貸付期日の初日に現況有姿の状態で引き渡します。

返還は、引渡し時点と同じ状態の原状に回復して行わなければなりません。ただし、貸付期間の満了前に、次の貸付期間にも引き続き同じ一時貸付物件を使用す

ることができることが明らかになったときは、当該一時貸付物件を原状に回復することなく、引き続き使用することができます。

- (7) 自動販売機及び飲料容器等の回収容器等の設置については、次のとおりとしてください。
- ① 自動販売機及び飲料容器等の回収容器等が使用可能な状態で常時設置されていること。
 - ② 自動販売機は「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（グリーン購入法）に基づく基本方針の判断の基準を満たすものを設置すること。
 - ③ 貸付期間の開始後、市有地又は財産管理者の指示に従い速やかに指定の位置に自動販売機及び飲料容器等の回収容器等を設置し、設置後は、その完了した旨を当該財産管理者に報告すること。
 - ④ 自動販売機及び飲料容器等の回収容器等の設置にあたっては、施設の躯体に負担のかからない方法により、転倒防止などの安全に十分に配慮すること。
 - ⑤ 電気工事を必要とするときは財産管理者の指示に従って行い、工事完了後は、その旨を直ちに財産管理者に報告し、検査を受けること。
 - ⑥ 電源確保や接地線の接続のために電気工事が必要な場合は、借受者が工事を実施することとする。（支柱や電線等の設置に伴い、別途市に対して占用使用料の支払いが必要となる場合あり）
 - ⑦ 自動販売機（電源確保のための工事した電気設備を含む。）は、財産管理者の日常の管理責任の範囲にあると解さないこと。
 - ⑧ 借受人は、設置するすべての自動販売機に使用電力計測用の電子子メーターを設置すること。
 - ⑨ 上記③の報告後、財産管理者が確認を行い、財産管理上支障があると認められる場合には、指示に従い速やかに是正すること。
- (8) 災害時の対応について(物件番号①・⑩・⑫・⑭・⑰・⑳・㉑)
- 八街市災害対策本部設置時又は災害の発生により本庁舎等に帰宅困難者等の受け入れがあったとき、八街市職員が操作して販売商品が無償で提供できる機能へ切り替えることが可能な機種とすること。
- (9) 自動販売機の販売品については、次のとおりとしてください。
- ① 販売品及び機種は物件個別明細書に記載の種別及び品目とする（酒類又はその類似品を除く。）。ただし、財産管理者の許可を得た場合は、この限りでない。
 - ② 販売品の維持管理及び補充は、借受人の責任において行うこと。
 - ③ 関係法令を遵守し、賞味期限など販売品の衛生管理対策の徹底を図ること。
- (10) 自動販売機及び販売品について、「個別条件一覧表」により個別条件が付されているものはその条件を履行してください。また、個別条件が付されている自動販売機又は販売品の取扱いについて必要な事項は、本件契約とは別に、財産管理者と協議の上定めてください。
- (11) 自動販売機の販売品の売価は、販売品目の希望小売価格以下とし、借受人により任意に設定してください。
- (12) 販売品補充の搬入及び飲料容器等の回収は次のとおりとしてください。
- ① 販売品の補充のための搬入及び飲料容器等の回収の頻度、方法、時間帯等については、施設管理者の指示に従うこと。
 - ② 財産管理者の指示に従い、飲料容器等を分別回収し、適正に処分すること。
- (13) 販売実績の報告
- 次回入札の参考資料とするため、設置事業者は、年度ごとの販売実績（自動販売機1台ごとの販売数量等）を取りまとめ、財政課が指定した方法と期日までに報告すること。

4 入札事前手続き

申込にあたっては、本入札案内書を熟読し、契約の条件、現地の状況等をご自身で確認の上、お申し込みください。

(1) 入札参加申込書の提出

① 入札参加申込書（市指定様式）

必要事項を記載し、印鑑証明書に登録された印を押印してください。

※法人で営業所に委任される場合は、代理人使用印となります。

※入札参加申込書の記載例を十分に確認し作成すること。

② 期間 令和7年1月17日（金） から令和7年1月31日（金）まで

③ 提出先

八街市総務部財政課契約検査係（〒289-1192 八街市八街ほ35番地29）

④ 提出方法

下記書類を、期間中に財政課契約検査係まで郵送（令和7年1月31日（金）消印有効）にて提出してください。

なお、持参は不可とします。

(2) 入札に関する質問

入札説明書等に関する質問は、本市様式「質問用紙」で令和7年1月24日（金）までにFAXによりお問い合わせください。

（送信先八街市役所総務部財政課FAX043-444-0815）

質問に対する回答は令和7年1月28日（火）八街市ホームページに掲載します。

5 入札保証金

入札保証金は免除とします。

6 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とします。

- (1) 入札事前手続きの提出書類に不備があった方の入札
- (2) 入札に参加する資格のない方の入札
- (3) 同一物件の入札について、2通以上の入札書を提出した方の入札
- (4) 入札に関し、不正行為があった場合の入札
- (5) 予定価格（最低貸付料）に達しない貸付料で入札した方の入札
- (6) 入札者が連合した入札書
- (7) 記名押印、金額その他記載事項が明らかなでない入札書
- (8) その他指定した以外の方法により入札した場合

7 入札

(1) 入札期限（郵送のみとし、持参は不可とする）

○日時 令和7年1月29日（水）から令和7年2月12日（水）午後5時15分まで（必着）

○送付先 〒289-1192 八街市八街ほ35番地29

八街市総務部財政課契約検査係

<提出にあたって>

※物件番号ごとに入札を行いますので、複数物件に参加される方は、入札書を物件ごとに封筒に封入し、郵送してください。

また、封筒の記入事項については入札書提出用封筒記載例を十分に確認し作成すること。

※入札書に記載する金額は1か月間の貸付料の金額（消費税及び地方消費税に相当する額を含まない金額）を記載してください。

ただし、設置箇所が屋内の場合、貸付料には消費税及び地方消費税が加算されるので注意すること。

なお、予定価格（最低貸付料）には消費税及び地方消費税に相当する額は含んでおりません。

※代理人が入札する場合は、委任状も合わせて封筒に入れ、郵送して下さい。（委任状記載例を十分に確認し作成すること。）

8 開札

日 時：令和7年2月17日（月）午前9時00分から

場 所：八街市役所第1庁舎3階第1会議室

立会について

開札の立会を希望する場合は、総務部財政課（043-443-1117）へ電話連絡の上、メールにて①会社名等②担当者名③電話番号を【zaisei@city.yachimata.lg.jp】へ送信するものとする。なお、人数は1事業者あたり1名までとします。

9 落札者の決定

（1）落札者の決定

落札者の決定は、予定価格（最低貸付料）以上で最高の価格をもって入札した方を落札候補者とし、落札候補者が入札参加資格を満たしていると判断した場合は、当該落札候補者を落札者としします。

（2）複数の同価格者がいる場合

落札者となるべき同価格の入札者が2人以上いる場合は、当該入札をした方（立会人を含む）のくじ引きにより落札者を決定します。ただし、立会人がいない場合は、財政課長又は財政課長が指名した職員がくじ引きを行います。

なお、再度の入札は行いません。

（3）落札額及び契約金額の決定

その入札書に記載された価格（月額貸付料）をもって落札額とします。

貸付料には消費税相当額として、貸付料の100分の10に相当する額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を加算する。消費税率が改定された場合は、改定後の税率に基づき消費税額を算定することとする。ただし、自動販売機の設置箇所が屋外の物件については、非課税とする。

（4）入札に参加する者が1人の場合でも、原則として入札を執行します。

10 開札後の手続き

(1) 入札参加資格確認書類の提出

① 期間 令和7年2月17日(月)から令和7年2月18日(火) 17:00まで

② 提出先

八街市総務部財政課契約検査係(〒289-1192 八街市八街ほ35番地29)

(2) 提出方法

下記書類を、期間中に財政課契約検査係まで持参または郵送で提出してください。

(郵送の場合は、令和7年2月18日(火) 17:00必着)

<提出にあたって>

※提出書類は返却いたしませんので、ご了承願います。

※八街市が必要と判断した場合には、上記の他に追加資料を提出していただくことがあります。

(3) 提出書類

提出書類は、入札公告(市有財産一時貸付にかかる一般競争入札について)の「8 開札後の手続き(1) 提出書類」に定めるとおりとします。

① 印鑑証明書(法人については、代表者の印鑑証明書)

② 証明書類

○個人の場合

(ア) 住民票

(イ) 国税の納税証明書(その3の2)

(ウ) 千葉県税の完納証明書(納税証明証その2)

○法人の場合

(ア) 商業登記簿(履歴事項全部証明書)

(イ) 国税の納税証明書(その3の3)

(ウ) 県内に本店及び営業所を有する者については、千葉県税の完納証明書(納税証明証その2)を提出してください。

※提出書類のうち、「登記事項証明書(写し可)」「印鑑証明書(原本)」「納税証明書(原本)」「住民票(原本)」はいずれも発行後3か月以内のものを1部提出してください。

③ 官公署又は民間企業において、直近2年以内に自ら飲料自動販売機を設置し、運営した実績(現在履行中も可とする。)を証明する書類(使用許可書、契約書等の写し)を提出してください。

(4) 落札候補者が、提出期限までに資格確認申請書を提出しないとき又は入札参加資格を有しない者であることを確認したときは、当該落札候補者の入札価格の次に低い価格をもって入札した者(以下「次順位候補者」という。)を落札候補者とみなして、資格確認書類を確認するものとします。

(5) 前項において、次順位候補者に入札参加資格があると認めたときは、当該次順位候補者を落札者とし、次順位候補者に入札参加資格がないと認めたときは、前項の規定による方法を落札者が決定するまで繰り返すものとします。

(6) 落札候補者となった者は、特別な理由がない限り、自ら辞退することはできない。また、落札候補者となったにも係らず落札候補者が辞退した場合は、当該案件と同日に落札候補者となった案件における落札候補者の資格も失うものとします。

11 契約の締結等

落札者は、落札決定の通知を受けた日から7日以内に八街市と市有財産一時貸付契約を締結していただきます。ただし、市長が特別の事情があると認めたときは、この期間を延長することができます。

※あらかじめお約束した日に財政課までお越しいただくことになります。

その際に、施設ごとの契約手続きについてご説明いたします。

なお、八街中央公園及びけやきの森公園については、都市公園法に基づき、別途「公園施設設置許可申請書」を八街市建設部都市計画課へ申請し、許可を受ける必要があります。

12 契約保証金

契約保証金は免除とします。

13 貸付料について

各年度分の貸付料を貸付人の指定する期日までに八街市が発行する納入通知書により納入してください。ただし、納入の期日の日が金融機関の休日に当たるときは、次の営業日を納入の期限の日とします。

ただし、改修工事等による休館期間が計画されている場合は、その期間分の貸付料について、施設管理者と借受人の協議により控除できるものとします。この場合、変更契約を締結する必要があります。

14 自動販売機に係る電気料

- (1) 借受人は、借受期間中は子メーターを設置することとし、毎月子メーターが表示する数値を写真により記録し、八街市に報告してください。
- (2) 自動販売機に係る電気料は、借受人が毎月報告の子メーターが表示する数値を元に次のとおり算定するものとします。
- (3) 八街市は、毎年度の合計電気料を翌年度初めに借受人に一括請求するものとします（八街市が発行する納入通知書により、当該納入通知書で指定する日（その日が金融機関の休日に当たるときは、次の営業日）までに、八街市に納入していただきます）。

【電気料金の算定】

貸付財産の 月額電気料金	=	子メーターに直結する 親メーターにより計算 される月額電気料金	×	借受人が毎月報告の 子メーターが表示する 月間消費電力量
-----------------	---	---------------------------------------	---	------------------------------------

※借受人が毎月報告する子メーターの数値をもとに、八街市が月額電気料を算定して、毎年度の合計電気料を翌年度初めに借受人に一括請求いたします。

15 入札結果の公表

入札結果については、その内容（対象施設、落札金額、相手方）をホームページに公表します。

16 休館した場合について

休館した場合の休館期間の貸付料については、自動販売機設置場所一時貸付契約約款第4条第2項の規定に基づき施設管理者と借受人の協議により、休館期間相当の貸付料の変更が可能とします。また、電気料についても、同約款第5条第2項の規定によるものとします。

17 その他

貸付期間中に本件募集箇所の施設内の別の場所に自販機を新設することになった場合も、設置業者は審査請求はできません。

◆ 物件個別明細書

物件個別明細書

設置番号	①
------	---

1. 物件の情報

設置施設名	八街八街市役所	
所在地	八街市八街ほ35番地29	
設置場所詳細	第一庁舎1階ロビー(東)	
敷地内職員等数	88人(第1庁舎1階) ※⑨特記事項参照	
1日の来庁者数	250人以上 ※目安的数字で統計に基づく数字ではありません。	
貸付面積	自動販売機	0.96㎡(奥行0.80m×幅1.20m)
	回収ボックス	0.5㎡(奥行0.50m×幅1.00m) 2個目安

2. 自動販売機の情報

①設置場所	屋内	
②省エネ・ノンフロンタイプ	必要	
③ロケーション対応型	必要※⑨特記事項参照	
④災害対応型販売機	災害救助ベンダー対応機種	要※⑨特記事項参照
	電光掲示板機能	不要
⑤販売種別	カン・ペットボトルによる密閉容器 ※⑨特記事項参照	
⑥販売品目	一般的な清涼飲料水等(酒類不可)	
⑦販売価格	販売品目の小売価格以下とし、設置業者が設定すること	
⑧この設置以外の清涼飲料水等自動販売機	あり	
	設置庁舎の同一階の台数	⑨特記事項参照
⑨その他特記事項	1. ③ロケーション対応型について、市と協議して決定する。(色及び型についてカタログ等の資料を提出すること。) 2. ⑤販売種別について、紙コップ、紙パック、ビンは不可とする。なお、八街市災害対策本部設置時又は災害の発生により避難者等の受け入れがあったとき、職員が操作して飲料を無償で提供できる機能へ切り替え可能な機種とすること。 3. 必要に応じて電源設置を行うこと。 4. 500円硬貨及び1,000円紙幣(新硬貨・新札に対応可能とする)が使用できること。 5. 電子マネー(ＩＣカード及びスマートフォン決済)が利用できること。 6. 自動販売機の故障時等の連絡先を大きく明記したステッカーを硬貨等投入口周辺の見やすい位置に貼り付けること。また、故障及びつり銭不足等の苦情があった場合は、即時対応すること。 7. 市役所敷地内の職員等数 合計410人 第一庁舎 162人(うち1階の職員等数 88人) 第三庁舎 97人 総合保健福祉センター 約151人 8. 清涼飲料水等自動販売機の設置予定台数 第一庁舎 4台(1階3台、2階1台) 第三庁舎 1台(2階1台) 総合保健福祉センター 3台(1階1台、3階2台)	

物件個別明細書

設置番号	②
------	---

1. 物件の情報

設置施設名	八街市役所	
所在地	八街市八街ほ35番地29	
設置場所詳細	第一庁舎2階通路	
敷地内職員等数	約66人（第1庁舎2階）	
1日の来庁者数	50人程度 ※目安的な数字で統計に基づく数字ではありません。	
貸付面積	自動販売機	0.84㎡（奥行0.70m×幅1.20m）
	回収ボックス	0.5㎡（奥行0.50m×幅1.0m）2個目安

2. 自動販売機の情報

①設置場所	屋内	
②省エネ・ノンフロンタイプ	必要	
③ロケーション対応型	必要※⑨特記事項参照	
④災害対応型販売機	災害救助ベンダー対応機種	不要
	電光掲示板機能	不要
⑤販売種別	カン・ペットボトルによる密閉容器※⑨特記事項参照	
⑥販売品目	一般的な清涼飲料水等（酒類不可）	
⑦販売価格	販売品目の小売価格以下とし、設置業者が設定すること	
⑧この設置以外の清涼飲料水等自動販売機	あり	
	設置庁舎の同一階の台数	⑨特記事項参照
⑨その他特記事項	1. ③ロケーション対応型について、市と協議して決定する。（色及び型についてカタログ等の資料を提出すること。） 2. ⑤販売種別について、紙コップ・紙パック・ビン是不可とする。 3. 必要に応じて電源設置を行うこと。 4. 500円硬貨及び1,000円紙幣（新硬貨・新札に対応可能とする）が使用できること。 5. 電子マネー（ICカード及びスマートフォン決済）が利用できること。 6. 自動販売機の転倒防止板は、車椅子等の通行時の妨げにならないもの（長さ0.8m程度）とする。 7. 自動販売機の故障時等の連絡先を大きく明記したステッカーを硬貨等投入口周辺の見やすい位置に貼り付けること。また、故障及びつり銭不足等の苦情があった場合は、即時対応すること。 8. 市役所敷地内の職員等数 合計410人 第一庁舎 162人（うち2階の職員等数 66人） 第三庁舎 97人 総合保健福祉センター 約151人 7. 清涼飲料水等自動販売機の設置予定台数 第一庁舎 4台（1階3台、2階1台） 第三庁舎 1台（2階1台） 総合保健福祉センター 3台（1階1台、3階2台） 8. 設置場所が令和7年度にエレベータ更新工事を予定しているため、工事期間中は市の指示により同施設内に借受人負担により移設すること。	

物件個別明細書

設置番号	③
------	---

1. 物件の情報

設置施設名	八街市役所	
所在地	八街市八街ほ35番地29	
設置場所詳細	第三庁舎2階通路	
敷地内職員等数	97人（第3庁舎1階及び2階） ※⑨特記事項参照	
1日の来庁者数	50人程度 ※目安的な数字で統計に基づく数字ではありません。	
貸付面積	自動販売機	0.84 m ² （奥行0.70m×幅1.20m）
	回収ボックス	0.25 m ² （奥行0.50m×幅0.50m）1個目安

2. 自動販売機の情報

①設置場所	屋内	
②省エネ・ノンフロンタイプ	必要	
③ロケーション対応型	必要※⑨特記事項参照	
④災害対応型販売機	災害救助ベンダー対応機種	不要
	電光掲示板機能	不要
⑤販売種別	カン・ペットボトルによる密閉容器 ※⑨特記事項参照	
⑥販売品目	一般的な清涼飲料水等（酒類不可）	
⑦販売価格	販売品目の小売価格以下とし、設置業者が設定すること	
⑧この設置以外の清涼飲料水等自動販売機	あり	
	設置庁舎の同一階の台数	⑨特記事項参照
⑨その他特記事項	1. ③ロケーション対応型について、市と協議して決定する。（色及び型についてカタログ等の資料を提出すること。） 2. ⑤販売種別について、紙コップ、紙パック、ビンは不可とする。 3. 必要に応じて電源設置を行うこと。 4. 自動販売機の転倒防止板は、車椅子等の通行時の妨げにならないもの（長さ0.8m程度）とする。 5. 500円硬貨及び1,000円紙幣（新硬貨・新札に対応可能とする）が使用できること。 6. 電子マネー（ICカード及びスマートフォン決済）が利用できること。 7. 自動販売機の故障時等の連絡先を大きく明記したステッカーを硬貨等投入口周辺の見やすい位置に貼り付けること。また、故障及びつり銭不足等の苦情があった場合は、即時対応すること。 8. 市役所敷地内の職員等数 合計410人 第一庁舎 162人（うち1階の職員等数 88人） 第三庁舎 97人 総合保健福祉センター 約151人 9. 清涼飲料水等自動販売機の設置予定台数 第一庁舎 4台（1階3台、2階1台） 第三庁舎 1台（2階1台） 総合保健福祉センター 3台（1階1台、3階2台）	

物件個別明細書

設置番号	④
------	---

1. 物件の情報

設置施設名	八街市役所	
所在地	八街市八街ほ35番地29	
設置場所詳細	総合保健福祉センター3階	
敷地内職員等数	約36人（総合保健福祉センター3階）※⑨特記事項参照	
1日の来庁者数	50人程度 ※目安的な数字で統計に基づく数字ではありません。	
貸付面積	自動販売機	0.96㎡（奥行0.80m×幅1.20m）
	回収ボックス	0.5㎡（奥行0.50m×幅1.00m）2個目安

2. 自動販売機の情報

①設置場所	屋内	
②省エネ・ノンフロンタイプ	必要	
③ロケーション対応型	必要※⑨特記事項参照	
④災害対応型販売機	災害救助ベンダー対応機種	不要
	電光掲示板機能	不要
⑤販売種別	カン・ペットボトルによる密閉容器 ※⑨特記次項参照	
⑥販売品目	一般的な清涼飲料水等（酒類不可）	
⑦販売価格	販売品目の小売価格以下とし、設置業者が設定すること	
⑧この設置以外の清涼飲料水等自動販売機	あり	
	設置庁舎の同一階の台数	⑨特記事項参照
⑨その他特記事項	1. ③ロケーション対応型について、市と協議して決定する。（色及び型についてカタログ等の資料を提出すること。） 2. ⑤販売種別について、紙コップ、紙パック、ビンは不可とする。 3. 隣接する事務室から電源を引き込むこと。 4. 自動販売機の故障時等の連絡先を大きく明記したステッカーを硬貨等投入口周辺の見やすい位置に貼り付けること。また、故障及びつり銭不足等の苦情があった場合は、即時対応すること。 5. 500円硬貨及び1,000円紙幣（新硬貨・新札に対応可能とする）が使用できること。 6. 電子マネー（ICカード及びスマートフォン決済）が利用できること。 7. 市役所敷地内の職員等数 合計410人 第一庁舎 162人 第三庁舎 97人 総合保健福祉センター 約144人 8. 清涼飲料水等自動販売機の設置予定台数 第一庁舎 4台（1階3台、2階1台） 第三庁舎 1台（2階1台） 総合保健福祉センター 3台（1階1台、3階2台） 9. 同一階に本入札によらない自動販売機1台あり。	

物件個別明細書

設置番号	⑤
------	---

1. 物件の情報

設置施設名	八街市役所	
所在地	八街市八街ほ35番地29	
設置場所詳細	総合保健福祉センター1階ロビー	
敷地内職員等数	151人（総合保健福祉センター1階） ※⑨特記事項参照	
1日の来庁者数	100人程度※目安的な数字で統計に基づく数字ではありません。	
貸付面積	自動販売機	0.84㎡（奥行0.70m×幅1.20m）
	回収ボックス	0.5㎡（奥行0.50m×幅1.00m）2個目安

2. 自動販売機の情報

①設置場所	屋内	
②省エネ・ノンフロンタイプ	必要	
③ロケーション対応型	必要※⑨特記事項参照	
④災害対応型販売機	災害救助ベンダー対応機種	不要
	電光掲示板機能	不要
⑤販売種別	カン・ペットボトルによる密閉容器 ※⑨特記事項参照	
⑥販売品目	一般的な清涼飲料水等（酒類不可）	
⑦販売価格	販売品目の小売価格以下とし、設置業者が設定すること	
⑧この設置以外の清涼飲料水等自動販売機	あり	
	設置庁舎の同一階の台数	⑨特記事項参照
⑨その他特記事項	1. ③ロケーション対応型について、市と協議して決定する。（色及び型についてカタログ等の資料を提出すること。） 2. ⑤販売種別について、紙コップ、紙パック、ビンは不可とする。 3. 隣接する事務室から電源を引き込むこと。 4. 自動販売機の転倒防止板は、車椅子等の通行時の妨げにならないもの（長さ0.8m程度）とする。 5. 500円硬貨及び1,000円紙幣（新硬貨・新札に対応可能とする）が使用できること。 6. 電子マネー（ICカード及びスマートフォン決済）が利用できること。 自動販売機の故障時等の連絡先を大きく明記したステッカーを硬貨等投入口周辺の見やすい位置に貼り付けること。また、故障及びつり銭不足等の苦情があった場合は、即時対応すること。 7. 市役所敷地内の職員等数 合計410人 第一庁舎 162人 第三庁舎 97人 総合保健福祉センター 約151人 8. 清涼飲料水等自動販売機の設置予定台数 第一庁舎 4台（1階3台、2階1台） 第三庁舎 1台（2階1台） 総合保健福祉センター 3台（1階1台、3階2台）	

物件個別明細書

設置番号	⑥
------	---

1. 物件の情報

設置施設名	八街駅南口駅前広場	
所在地	八街市八街ほ237番地	
設置場所詳細	「ぼっち」東側付近	
敷地内職員等数	0人	
1日の来庁者数	約9,580人(JR東日本2023年度乗車人員×2)	
貸付面積	自動販売機	0.96㎡(奥行0.80m×幅1.20m)
	回収ボックス	0.5㎡(奥行0.50m×幅1.00m) ※原則設置不要 ⑨特記事項参照

2. 自動販売機の情報

①設置場所	屋外	
②省エネ・ノンフロンタイプ	必要	
③ロケーション対応型	必要※⑨特記事項参照	
④災害対応型販売機	災害救助ベンダー対応機種	不要
	電光掲示板機能	不要
⑤販売種別	カン・ペットボトルによる密閉容器 ※⑨特記事項参照	
⑥販売品目	一般的な清涼飲料水等(酒類不可)	
⑦販売価格	販売品目の小売価格以下とし、設置業者が設定すること	
⑧この設置以外の清涼飲料水等自動販売機	無し	
	設置庁舎の同一階の台数	0台
⑨その他特記事項	1. ③ロケーション対応型について、市と協議して決定する。 (色及び型についてカタログ等の資料を提出すること。) 2. ⑤販売種別について、紙コップ、紙パック、ビンは不可とする。 3. 電源設置を行うこと及び電源のいたずら防止措置について担当課の指示に従うこと。 4. 回収ボックスは原則不要とする。ただし、必要が生じた場合は、担当課の指示に従い回収ボックスを設置すること。 5. 500円硬貨及び1,000円紙幣(新硬貨・新札に対応可能とする)が使用できること。 6. 電子マネー(ICカード又はスマートフォン決済)が利用できること 7. 電源は「ぼっち」東側の屋外電源より引き込み可能か調査し設置すること 8. 自動販売機の故障時等の連絡先を大きく明記したステッカーを硬貨等投入口周辺の見やすい位置に貼り付けること。また、故障及びつり銭不足等の苦情があった場合は、即時対応すること。	

物件個別明細書

設置番号	⑦
------	---

1. 物件の情報

設置施設名	八街駅北口駅前広場	
所在地	八街市中央100番地	
設置場所詳細	屋外トイレ付近	
敷地内職員等数	0人	
1日の来庁者数	約9,580人(JR東日本2023年度乗車人員×2)	
貸付面積	自動販売機	0.96㎡(奥行0.80m×幅1.20m)
	回収ボックス	0.5㎡(奥行0.50m×幅1.00m) ※原則設置不要 ⑨特記事項参照

2. 自動販売機の情報

①設置場所	屋外	
②省エネ・ノンフロンタイプ	必要	
③ロケーション対応型	必要※⑨特記事項参照	
④災害対応型販売機	災害救助ベンダー対応機種	不要
	電光掲示板機能	不要
⑤販売種別	カン・ペットボトルによる密閉容器 ※⑨特記事項参照	
⑥販売品目	一般的な清涼飲料水等(酒類不可)	
⑦販売価格	販売品目の小売価格以下とし、設置業者が設定すること	
⑧この設置以外の清涼飲料水等自動販売機	無し	
	設置庁舎の同一階の台数	0台
⑨その他特記事項	1. ③ロケーション対応型について、市と協議して決定する。 (色及び型についてカタログ等の資料を提出すること。) 2. ⑤販売種別について、紙コップ、紙パック、ビンは不可とする。 3. 電源設置を行うこと及び電源のいたずら防止措置について 担当課の指示に従うこと。 4. 回収ボックスは原則不要とする。ただし、必要が生じた場合は、担当課の指示に従い回収ボックスを設置すること。 5. 500円硬貨及び1,000円紙幣(新硬貨・新札に対応可能とする)が使用できること。 6. 電子マネー(ICカード又はスマートフォン決済)が利用できること 7. 電源は隣接する男子トイレから引き込むこと。 8. 自動販売機の故障時等の連絡先を大きく明記したステッカーを硬貨等投入口周辺の見やすい位置に貼り付けること。また、故障及びつり銭不足等の苦情があった場合は、即時対応すること。	

物件個別明細書

設置番号	⑧
------	---

1. 物件の情報

設置施設名	榎戸駅駅前広場	
所在地	八街市榎戸925番地	
設置場所詳細	屋外トイレ付近	
敷地内職員等数	0人	
1日の来庁者数	約3,378人(JR東日本2023年度乗車人員×2)	
貸付面積	自動販売機	0.96㎡(奥行0.80m×幅1.20m)
	回収ボックス	0.5㎡(奥行0.50m×幅1.00m) ※原則設置不要 ⑨特記事項参照

2. 自動販売機の情報

①設置場所	屋外	
②省エネ・ノンフロンタイプ	必要	
③ロケーション対応型	必要※⑨特記事項参照	
④災害対応型販売機	災害救助ベンダー対応機種	不要
	電光掲示板機能	不要
⑤販売種別	カン・ペットボトルによる密閉容器 ※⑨特記事項参照	
⑥販売品目	一般的な清涼飲料水等(酒類不可)	
⑦販売価格	販売品目の小売価格以下とし、設置業者が設定すること	
⑧この設置以外の清涼飲料水等自動販売機	無し	
	設置庁舎の同一階の台数	0台
⑨その他特記事項	1. ③ロケーション対応型について、市と協議して決定する。 (色及び型についてカタログ等の資料を提出すること。) 2. ⑤販売種別について、紙コップ、紙パック、ビンは不可とする。 3. 電源設置を行うこと及び電源のいたずら防止措置について 担当課の指示に従うこと。 4. 回収ボックスは原則不要とする。ただし、必要が生じた場合は、担当課の 指示に従い回収ボックスを設置すること。 5. 500円硬貨及び1,000円紙幣(新硬貨・新札に対応可能とする)が使用 できること。 6. 電子マネー(ICカード又はスマートフォン決済)が利用できること 7. 電源は隣接するトイレから引き込むこと。 8. 自動販売機の故障時等の連絡先を大きく明記したステッカーを硬貨等投入 口周辺の見やすい位置に貼り付けること。また、故障及びつり銭不足等の 苦情があった場合は、即時対応すること。	

物件個別明細書

設置番号	⑨
------	---

1. 物件の情報

設置施設名	八街市役所	
所在地	八街市八街ほ35番地29	
設置場所詳細	第一庁舎1階ロビー（中）	
敷地内職員等数	人（第1庁舎1階） ※⑨特記事項参照	
1日の来庁者数	250人以上 ※目安的な数字で統計に基づく数字ではありません。	
貸付面積	自動販売機	0.96㎡（奥行0.80m×幅1.20m）
	回収ボックス	0.25㎡（奥行0.50m×幅0.50m）1個目安

2. 自動販売機の情報

①設置場所	屋内	
②省エネ・ノンフロンタイプ	必要	
③ロケーション対応型	必要※⑨特記事項参照	
④災害対応型販売機	災害救助ベンダー対応機種	不要
	電光掲示板機能	不要
⑤販売種別	カン・ペットボトルによる密閉容器※⑨特記事項参照	
⑥販売品目	一般的な清涼飲料水等（酒類不可）	
⑦販売価格	販売品目の小売価格以下とし、設置業者が設定すること	
⑧この設置以外の清涼飲料水等自動販売機	あり	
	設置庁舎の同一階の台数	⑨特記事項参照
⑨その他特記事項	1. ③ロケーション対応型について、市と協議して決定する。（色及び型についてカタログ等の資料を提出すること。） 2. ⑤販売種別について、紙コップ、紙パック、ビン是不可とする。 3. 必要に応じて電源設置を行うこと。 4. 自動販売機の故障時等の連絡先を大きく明記したステッカーを硬貨等投入口周辺の見やすい位置に貼り付けること。また、故障及びつり銭不足等の苦情があった場合は、即時対応すること。 5. 500円硬貨及び1,000円紙幣（新硬貨・新札に対応可能とする）が使用できること。 6. 電子マネー（ICカード又はスマートフォン決済）が利用できること。 7. 市役所敷地内の職員等数 合計410人 第一庁舎 162人（うち1階の職員等数 88人） 第三庁舎 97人 総合保健福祉センター 約151人 6. 清涼飲料水等自動販売機の設置予定台数 第一庁舎 4台（1階3台、2階1台） 第三庁舎 1台（2階1台） 総合保健福祉センター 3台（1階1台、3階2台）	

物件個別明細書

設置番号	⑩
------	---

1. 物件の情報

設置施設名	けやきの森公園	
所在地	八街市八街ほ245番地	
設置場所詳細	屋外トイレ付近	
敷地内職員等数	0人	
1日の来庁者数	約20名 ※目安的数字で統計に基づく数字ではありません。 ※八街ふれあい夏祭りなどの大規模イベントも実施されています。（数千人規模）	
貸付面積	自動販売機	1.35㎡（奥行0.90m×幅1.50m）
	回収ボックス	0.5㎡（奥行0.50m×幅1.00m）2個目安

2. 自動販売機の情報

①設置場所	屋外	
②省エネ・ノンフロンタイプ	必要	
③ロケーション対応型	必要※特記事項参照	
④災害対応型販売機	災害救助ベンダー対応機種	要※⑨特記事項参照
	電光掲示板機能	不要
⑤販売種別	カン・ペットボトルによる密閉容器 ※⑨特記事項参照	
⑥販売品目	一般的な清涼飲料水等（酒類不可）	
⑦販売価格	販売品目の小売価格以下とし、設置業者が設定すること	
⑧この設置以外の清涼飲料水等自動販売機	なし	
	台数	0台
⑨その他特記事項	1. ③ロケーション対応型について、市と協議して決定する。（色及び型についてカタログ等の資料を提出すること。） 2. ⑤販売種別について、紙コップ、紙パック、ビン是不可とする。なお、八街市災害対策本部設置時又は災害の発生により避難者等の受け入れがあったとき、職員が操作して飲料を無償で提供できる機能へ切り替え可能な機種とすること。 3. 電源設置を行うこと及び電源のいたずら防止措置について担当課の指示に従うこと。 4. 500円硬貨及び1,000円紙幣（新硬貨・新札に対応可能とする）が使用できること。 5. 電子マネー（ICカード又はスマートフォン決済）が利用できること。 6. 電源は隣接するトイレから引き込むこと。 7. 自動販売機の故障時等の連絡先を大きく明記したステッカーを硬貨等投入口周辺の見やすい位置に貼り付けること。また、故障及びつり銭不足等の苦情があった場合は、即時対応すること。 8. 都市公園法、都市公園法施行令、八街市都市公園条例、八街市都市公園条例施行規則、その他関係法令の定めに従うこと。	

物件個別明細書

設置番号	⑪
------	---

1. 物件の情報

設置施設名	八街中央公園	
所在地	八街市八街ほ 1 5 5 番地 1	
設置場所詳細	公園入口付近	
敷地内職員等数	0 人	
1 日の来庁者数	約 2 0 名 ※目安的な数字で統計に基づく数字ではありません。	
貸付面積	自動販売機	0.96 m ² (奥行 0.80m×幅 1.20m)
	回収ボックス	0.5 m ² (奥行 0.50m×幅 1.00m) 2 個目安

2. 自動販売機の情報

①設置場所	屋外	
②省エネ・ノンフロンタイプ	必要	
③ロケーション対応型	必要※⑨特記事項参照	
④災害対応型販売機	災害救助ベンダー対応機種	要※⑨特記事項参照
	電光掲示板機能	不要
⑤販売種別	カン・ペットボトルによる密閉容器 ※⑨特記事項参照	
⑥販売品目	一般的な清涼飲料水等（酒類不可）	
⑦販売価格	販売品目の小売価格以下とし、設置業者が設定すること	
⑧この設置以外の清涼飲料水等自動販売機	無し	
	設置庁舎の同一階の台数	0 台
⑨その他特記事項	1. ③ロケーション対応型について、市と協議して決定する。（色及び型についてカタログ等の資料を提出すること。） 2. ⑤販売種別について、紙コップ、紙パック、ビン是不可とする。なお、八街市災害対策本部設置時又は災害の発生により避難者等の受け入れがあったとき、職員が操作して飲料を無償で提供できる機能へ切り替え可能な機種とすること。 3. 電源設置を行うこと及び電源のいたずら防止措置について担当課の指示に従うこと。 4. 500円硬貨及び1,000円紙幣（新硬貨・新札に対応可能とすること）が使用できること。 5. 電子マネー（ICカード又はスマートフォン決済）が利用できること。 6. 電源は隣接する男子トイレから引き込むこと。 7. 自動販売機の故障時等の連絡先を大きく明記したステッカーを硬貨等投入口周辺の見やすい位置に貼り付けること。また、故障及びつり銭不足等の苦情があった場合は、即時対応すること。 8. 都市公園法、都市公園法施行令、八街市都市公園条例、八街市都市公園条例施行規則、その他関係法令の定めに従うこと。	

物件個別明細書

設置番号	⑫
------	---

1. 物件の情報

設置施設名	中央公民館	
所在地	八街市八街ほ 7 9 6 番地 1	
設置場所詳細	1 階通路(北)	
敷地内職員等数	9 人	
1 日の来庁者数	約 2 7 0 人	
貸付面積	自動販売機	0.96 m ² (奥行 0.80m×幅 1.20m)
	回収ボックス	0.25 m ² (奥行 0.50m×幅 0.50m) 1 個目安

2. 自動販売機の情報

①設置場所	屋内	
②省エネ・ノンフロンタイプ	必要	
③ロケーション対応型	必要※⑨特記事項参照	
④災害対応型販売機	災害救助ベンダー対応機種	要※⑨特記事項参照
	電光掲示板機能	不要
⑤販売種別	カン・ペットボトル・ビンによる密閉容器※⑨特記事項参照	
⑥販売品目	一般的な清涼飲料水等（酒類不可）	
⑦販売価格	販売品目の小売価格以下とし、設置業者が設定すること	
⑧この設置以外の清涼飲料水等自動販売機	あり	
	設置庁舎の同一階の台数	2 台
⑨その他特記事項	1. ③ロケーション対応型について、市と協議して決定する。 (色及び型についてカタログ等の資料を提出すること。) 2. ⑤販売種別について、紙コップ、紙パック、ビンは不可とする。なお、八街市災害対策本部設置時又は災害の発生により避難者等の受け入れがあったとき、職員が操作して飲料を無償で提供できる機能へ切り替え可能な機種とすること。 3. 必要に応じて電源設置を行うこと。 4. 500円硬貨及び1,000円紙幣（新硬貨・新札に対応可能とする）が使用できること。 5. 電子マネー（ICカード又はスマートフォン決済）が利用できること。 6. 自動販売機の故障時等の連絡先を大きく明記したステッカーを硬貨等投入口周辺の見やすい位置に貼り付けること。また、故障及びつり銭不足等の苦情があった場合は、即時対応すること。	

物件個別明細書

設置番号	⑬	
１．物件の情報		
設置施設名	学校給食センター	
所在地	八街市八街へ 1 9 9 番地 1 0 6 0	
設置場所詳細	第一調理場 1 階廊下	
敷地内職員等数	6 7 人	
1 日の来庁者数	不明（運搬業者の出入りあり）	
貸付面積	自動販売機	0.96 m ² （奥行 0.80m×幅 1.20m）
	回収ボックス	0.25 m ² （奥行 0.50m×幅 0.50m） 1 個目安
２．自動販売機の情報		
①設置場所	屋内	
②省エネ・ノンフロンタイプ	必要	
③ロケーション対応型	必要※⑨特記事項参照	
④災害対応型販売機	災害救助ベンダー対応機種	不要
	電光掲示板機能	不要
⑤販売種別	カン・ペットボトルによる密閉容器※⑨特記事項参照	
⑥販売品目	一般的な清涼飲料水等（酒類不可）	
⑦販売価格	販売品目の小売価格以下とし、設置業者が設定すること	
⑧この設置以外の清涼飲料水等自動販売機	無し	
	設置庁舎の同一階の台数	0 台
⑨その他特記事項	１．③ロケーション対応型について、市と協議して決定する。 （色及び型についてカタログ等の資料を提出すること。） ２．⑤販売種別について、紙コップ・紙パック・ビンは不可とする。 ３．必要に応じて電源設置を行うこと。 ４．5 0 0 円硬貨及び 1, 0 0 0 円紙幣（新硬貨・新札に対応可能とする）が使用できること。 ５．電子マネー（ＩＣカード又はスマートフォン決済）が利用できること。 ６．自動販売機の故障時等の連絡先を大きく明記したステッカーを硬貨等投入口周辺の見やすい位置に貼り付けること。また、故障及びつり銭不足等の苦情があった場合は、即時対応すること。	

物件個別明細書

設置番号	⑭
------	---

1. 物件の情報

設置施設名	スポーツプラザ	
所在地	八街市八街い 8 4 番地 1 0	
設置場所詳細	1 階ラウンジ（下）	
敷地内職員等数	約 9 人	
1 日の来庁者数	約 5 0 人	
貸付面積	自動販売機	0.96 m ² （奥行 0.80m×幅 1.20m）
	回収ボックス	0.25 m ² （奥行 0.50m×幅 0.50m）1 個目安

2. 自動販売機の情報

①設置場所	屋内	
②省エネ・ノンフロンタイプ	必要	
③ロケーション対応型	必要※⑨特記事項参照	
④災害対応型販売機	災害救助ベンダー対応機種	要※⑨特記事項参照
	電光掲示板機能	不要
⑤販売種別	カン・ペットボトルによる密閉容器 ※⑨特記事項参照	
⑥販売品目	一般的な清涼飲料水等（酒類不可）	
⑦販売価格	販売品目の小売価格以下とし、設置業者が設定すること	
⑧この設置以外の清涼飲料水等自動販売機	あり	
	設置庁舎の同一階の台数	4 台
⑨その他特記事項	1. ③ロケーション対応型について、市と協議して決定する。（色及び型についてカタログ等の資料を提出すること。） 2. ⑤販売種別について、紙コップ、紙パック、ビンは不可とする。なお、八街市災害対策本部設置時又は災害の発生により避難者等の受け入れがあったとき、職員が操作して飲料を無償で提供できる機能へ切り替え可能な機種とすること。 3. 必要に応じて電源設置を行うこと。 4. 500 円硬貨及び 1, 000 円紙幣（新硬貨・新札に対応可能とする）が使用できること。 5. 電子マネー（ＩＣカード又はスマートフォン決済）が利用できること。 6. 自動販売機の故障時等の連絡先を大きく明記したステッカーを硬貨等投入口周辺の見やすい位置に貼り付けること。また、故障及びつり銭不足等の苦情があった場合は、即時対応すること。 7. 同一階に本入札によらない自動販売機 1 台あり。	

物件個別明細書

設置番号	⑮
------	---

1. 物件の情報

設置施設名	スポーツプラザ	
所在地	八街市八街い 8 4 番地 1 0	
設置場所詳細	1 階ラウンジ（下）	
敷地内職員等数	約 9 人	
1 日の来庁者数	約 5 0 人	
貸付面積	自動販売機	0.96 m ² （奥行 0.80m×幅 1.20m）
	回収ボックス	0.25 m ² （奥行 0.50m×幅 0.50m） 1 個目安

2. 自動販売機の情報

①設置場所	屋内	
②省エネ・ノンフロンタイプ	必要	
③ロケーション対応型	必要※⑨特記事項参照	
④災害対応型販売機	災害救助ベンダー対応機種	不要
	電光掲示板機能	不要
⑤販売種別	カン・ペットボトルによる密閉容器 ※⑨特記事項参照	
⑥販売品目	一般的な清涼飲料水等（酒類不可）	
⑦販売価格	販売品目の小売価格以下とし、設置業者が設定すること	
⑧この設置以外の清涼飲料水等自動販売機	あり	
	設置庁舎の同一階の台数	4 台
⑨その他特記事項	1. ③ロケーション対応型について、市と協議して決定する。 （色及び型についてカタログ等の資料を提出すること。） 2. ⑤販売種別について、紙コップ、紙パック、ビンは不可とする。 3. 必要に応じて電源設置を行うこと。 4. 500円硬貨及び1,000円紙幣（新硬貨・新札に対応可能とする）が使用できること。 5. 電子マネー（ICカード又はスマートフォン決済）が利用できること。 6. 自動販売機の故障時等の連絡先を大きく明記したステッカーを硬貨等投入口周辺の見やすい位置に貼り付けること。また、故障及びつり銭不足等の苦情があった場合は、即時対応すること。 7. 同一階に本入札によらない自動販売機 1 台あり。	

物件個別明細書

設置番号	⑩	
1. 物件の情報		
設置施設名	スポーツプラザ	
所在地	八街市八街い 8 4 番地 1 0	
設置場所詳細	屋外トイレ付近	
敷地内職員等数	約 9 人	
1 日の来庁者数	約 5 0 人	
貸付面積	自動販売機	0.96 m ² (奥行 0.80m×幅 1.20m)
	回収ボックス	0.25 m ² (奥行 0.50m×幅 0.50m) 1 個目安
2. 自動販売機の情報		
①設置場所	屋外	
②省エネ・ノンフロンタイプ	必要	
③ロケーション対応型	必要※⑨特記事項参照	
④災害対応型販売機	災害救助ベンダー対応機種	不要
	電光掲示板機能	不要
⑤販売種別	カン・ペットボトルによる密閉容器 ※⑨特記事項参照	
⑥販売品目	一般的な清涼飲料水等 (酒類不可)	
⑦販売価格	販売品目の小売価格以下とし、設置業者が設定すること	
⑧この設置以外の清涼飲料水等自動販売機	無し	
	設置庁舎の同一階の台数	0 台
⑨その他特記事項	1. ③ロケーション対応型について、市と協議して決定する。 (色及び型についてカタログ等の資料を提出すること。) 2. ⑤販売種別について、紙コップ、紙パック、ビンは不可とする。 3. 必要に応じて電源設置を行うこと。 4. 500円硬貨及び1,000円紙幣(新硬貨・新札に対応可能とする)が使用できること。 5. 電子マネー(ＩＣカード又はスマートフォン決済)が利用できること。 6. 自動販売機の故障時等の連絡先を大きく明記したステッカーを硬貨等投入口周辺の見やすい位置に貼り付けること。また、故障及びつり銭不足等の苦情があった場合は、即時対応すること。	

物件個別明細書

設置番号	⑰
------	---

1. 物件の情報

設置施設名	クリーンセンター	
所在地	八街市用草 5 0 0 番地	
設置場所詳細	屋外通路	
敷地内職員等数	5 2 人	
1 日の来庁者数	2 0 0 人以上	
貸付面積	自動販売機	0.96 m ² (奥行 0.80m×幅 1.20m)
	回収ボックス	0.25 m ² (奥行 0.50m×幅 0.50m) 1 個目安

2. 自動販売機の情報

①設置場所	屋外	
②省エネ・ノンフロンタイプ	必要	
③ロケーション対応型	必要※⑨特記事項参照	
④災害対応型販売機	災害救助ベンダー対応機種	不要
	電光掲示板機能	不要
⑤販売種別	カン・ペットボトルによる密閉容器※⑨特記事項参照	
⑥販売品目	一般的な清涼飲料水等 (酒類不可)	
⑦販売価格	販売品目の小売価格以下とし、設置業者が設定すること	
⑧この設置以外の清涼飲料水等自動販売機	無し	
	設置庁舎の同一階の台数	0 台
⑨その他特記事項	1. ③ロケーション対応型について、市と協議して決定する。 (色及び型についてカタログ等の資料を提出すること。) 2. ⑤販売種別について、紙コップ、紙パック、ビンは不可とする。 3. 必要に応じて電源設置を行うこと。 4. 5 0 0 円硬貨及び 1, 0 0 0 円紙幣 (新硬貨・新札に対応可能とする) が使用できること。 5. 電子マネー (IC カード及びスマートフォン決済) が利用できること。 6. 自動販売機の故障時等の連絡先を大きく明記したステッカーを硬貨等投入口周辺の見やすい位置に貼り付けること。また、故障及びつり銭不足等の苦情があった場合は、即時対応すること。	

物件個別明細書

設置番号	⑬
------	---

1. 物件の情報

設置施設名	八街市立図書館	
所在地	八街市八街ほ 8 0 0 番地 1	
設置場所詳細	1 階 元電話ボックス	
敷地内職員等数	約 1 9 人	
1 日の利用者数	約 5 0 0 人、年間 1 6 5 , 4 6 5 人 (R 5 実績)	
貸付面積	自動販売機	0.96 m ² (奥行 0.80m×幅 1.20m)
	回収ボックス	0.5 m ² (奥行 0.50m×幅 1.00m) 2 個目安

2. 自動販売機の情報

①設置場所	屋内	
②省エネ・ノンフロンタイプ	必要	
③ロケーション対応型	必要※特記事項参照	
④災害対応型販売機	災害救助ベンダー対応機種	不要
	電光掲示板機能	不要
⑤販売種別	カン・ペットボトルによる密閉容器 ※⑨特記事項参照	
⑥販売品目	一般的な清涼飲料水等	
⑦販売価格	販売品目の小売価格以下とし、設置業者が設定すること	
⑧この設置以外の自動販売機	なし	
	設置庁舎の同一階の台数	0 台数
⑨その他特記事項	1. ③ロケーション対応型について、市と協議して決定する。 (色及び型についてカタログ等の資料を提出すること。) 2. ⑤販売種別について、紙コップ、紙パックは不可とする。 3. 開栓後もふたが閉められるふた付き容器限定とする。 4. 必要に応じて電源設置を行うこと。 5. 5 0 0 円硬貨及び 1 , 0 0 0 円紙幣 (新硬貨・新札に対応可能とする) が使用できること。 6. 電子マネー (I C カード及びスマートフォン決済) が利用できること。 7. 自動販売機の故障時等の連絡先を大きく明記したステッカーを硬貨等投入口周辺の見やすい位置に貼り付けること。また、故障及びつり銭不足等の苦情があった場合は、即時対応すること。	

物件個別明細書

設置番号	⑬
------	---

1. 物件の情報

設置施設名	八街市役所	
所在地	八街市八街ほ35番地29	
設置場所詳細	第一庁舎1階ロビー（西）	
敷地内職員等数	88人（第1庁舎1階） ※⑨特記事項参照	
1日の来庁者数	200人以上 ※目安的な数字で統計に基づく数字ではありません	
貸付面積	自動販売機	0.96㎡（奥行0.80m×幅1.20m）
	回収ボックス	0.25㎡（奥行0.50m×幅0.50m）1個目安

2. 自動販売機の情報

①設置場所	屋内	
②省エネ・ノンフロンタイプ	必要	
③ロケーション対応型	必要※⑨特記事項参照	
④災害対応型販売機	災害救助ベンダー対応機種	要※⑨特記事項参照
	電光掲示板機能	不要
⑤販売種別	紙コップ ※⑨特記事項参照	
⑥販売品目	一般的な清涼飲料水等（酒類不可）	
⑦販売価格	販売品目の小売価格以下とし、設置業者が設定すること	
⑧この設置以外の清涼飲料水等自動販売機	あり	
	設置庁舎の同一階の台数	⑨特記事項参照
⑨その他特記事項	1. ③ロケーション対応型について、市と協議して決定する。（色及び型についてカタログ等の資料を提出すること。） 2. ⑤販売種別について、ビン是不可とする。⑤販売種別について、八街市災害対策本部設置時又は災害の発生より避難者等の受け入れがあったとき、職員が操作して粉ミルク等の調乳及びフリーズドライ・アルファ化米の調理が可能なお湯が無償で提供できる機能へ切り替え可能な機種とすること。 3. 必要に応じて電源設置を行うこと。 4. 自動販売機の故障時等の連絡先を大きく明記したステッカーを硬貨等投入口周辺の見やすい位置に貼り付けること。また、故障及びつり銭不足等の苦情があった場合は、即時対応すること。 5. 500円硬貨及び1,000円紙幣（新硬貨・新札に対応可能とする）が使用できること。 6. 電子マネー（ICカード及びスマートフォン決済）が利用できること。 7. 市役所敷地内の職員等数 合計410人 第一庁舎 162人（うち1階の職員等数 88人） 第三庁舎 97人 総合保健福祉センター 約151人 8. 清涼飲料水等自動販売機の設置予定台数 第一庁舎 4台（1階3台、2階1台） 第三庁舎 1台（2階1台） 総合保健福祉センター 3台（1階1台、3階2台）	

物件個別明細書

設置番号	⑳
------	---

1. 物件の情報

設置施設名	中央公民館	
所在地	八街市八街ほ 7 9 6 番地 1	
設置場所詳細	1 階通路（南）	
敷地内職員等数	9 人	
1 日の来庁者数	約 2 7 0 人	
貸付面積	自動販売機	0.96 m ² （奥行 0.80m×幅 1.20m）
	回収ボックス	0.25 m ² （奥行 0.50m×幅 0.50m）1 個目安

2. 自動販売機の情報

①設置場所	屋内	
②省エネ・ノンフロンタイプ	必要	
③ロケーション対応型	必要※⑨特記事項参照	
④災害対応型販売機	災害救助ベンダー対応機種	要※⑨特記事項参照
	電光掲示板機能	不要
⑤販売種別	紙コップ ※⑨特記事項参照	
⑥販売品目	一般的な清涼飲料水等（酒類不可）	
⑦販売価格	販売品目の小売価格以下とし、設置業者が設定すること	
⑧この設置以外の清涼飲料水等自動販売機	あり	
	設置庁舎の同一階の台数	2 台
⑨その他特記事項	1. ③ロケーション対応型について、市と協議して決定する。 （色及び型についてカタログ等の資料を提出すること。） 2. ⑤販売種別について、八街市災害対策本部設置時又は災害の発生により避難者等の受け入れがあったとき、職員が操作して粉ミルク等の調乳及びフリーズドライ・アルファ化米の調理が可能なお湯が無償で提供できる機能へ切り替え可能な機種とすること。 3. 必要に応じて電源設置を行うこと。 4. 自動販売機の故障時等の連絡先を大きく明記したステッカーを硬貨等投入口周辺の見やすい位置に貼り付けること。また、故障及びつり銭不足等の苦情があった場合は、即時対応すること。 5. 500 円硬貨及び 1,000 円紙幣（新硬貨・新札に対応可能とする）が使用できること。 6. 電子マネー（ＩＣカード及びスマートフォン決済）が利用できること。	

物件個別明細書

設置番号	㊴
------	---

1. 物件の情報

設置施設名	スポーツプラザ	
所在地	八街市八街い 8 4 番地 1 0	
設置場所詳細	1 階ラウンジ（上）	
敷地内職員等数	約 9 人	
1 日の来庁者数	約 5 0 人	
貸付面積	自動販売機	0.96 m ² （奥行 0.80m×幅 1.20m）
	回収ボックス	0.25 m ² （奥行 0.50m×幅 0.50m）1 個目安

2. 自動販売機の情報

①設置場所	屋内	
②省エネ・ノンフロンタイプ	必要	
③ロケーション対応型	必要※⑨特記事項参照	
④災害対応型販売機	災害救助ベンダー対応機種	要※⑨特記事項参照
	電光掲示板機能	不要
⑤販売種別	紙コップ ※⑨特記事項参照	
⑥販売品目	一般的な清涼飲料水等（酒類不可）	
⑦販売価格	販売品目の小売価格以下とし、設置業者が設定すること	
⑧この設置以外の清涼飲料水等自動販売機	あり	
	設置庁舎の同一階の台数	4 台
⑨その他特記事項	1. ③ロケーション対応型について、市と協議して決定する。（色及び型についてカタログ等の資料を提出すること。） 2. ⑤販売種別について、八街市災害対策本部設置時又は災害の発生により避難者等の受け入れがあったとき、職員が操作して粉ミルク等の調乳及びフリーズドライ・アルファ化米の調理が可能なお湯が無償で提供できる機能へ切り替え可能な機種とすること。 3. 必要に応じて電源設置を行うこと。 4. 自動販売機の故障時等の連絡先を大きく明記したステッカーを硬貨等投入口周辺の見やすい位置に貼り付けること。また、故障及びつり銭不足等の苦情があった場合は、即時対応すること。 5. 500円硬貨及び1,000円紙幣（新硬貨・新札に対応可能とする）が使用できること。 6. 電子マネー（ICカード及びスマートフォン決済）が利用できること。 7. 同一階に本入札によらない自動販売機1台あり。（カン・ペットボトルタイプ）	

入札参加申込書

令和 年 月 日

(宛先) 八街市長 北村 新司

入 札 者	住 所	〒	電 話	— —
			F A X	— —
			メー ル	@
	(フリガナ) 氏名又は 商号及び 職氏名	印		

市有財産の一時貸付の一般競争入札に参加したく、地方自治法、同法施行令及び八街市財務規則を遵守し、入札及び契約に関する事項を承認し、次の事項を制約の上、入札参加申込をいたします。

- 1 入札公告文中の一般競争入札参加資格の事項並びに当該書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。
- 2 入札に際し、連合等による入札の公正を害するような行為をいたしませんことを誓約します。
- 3 入札参加資格の審査に必要な市税納税状況について、八街市が確認することを承諾します。

【入札物件】

物件 番号	
----------	--

※本入札参加申込書は、参加を希望する物件毎に1枚提出してください。

(注) 使用する印鑑は、印鑑証明書に登録された印鑑（法人の場合は、法人の代表者の印）とすること。ただし、法人で営業所に委任する場合には、委任状に押印された代理人の使用印を押印すること。

入 札 書

令和 年 月 日

(宛先) 八街市長 北村 新司

入札者 〃

住所

氏名又は商号名称

及び職氏名

印

地方自治法、同法施行令及び八街市財務規則を遵守し、入札及び契約に関する事項を承認の上、下記の金額をもって入札します。

記

入 札 金 額
(1ヶ月当たり)

百 万	拾 万	万	千	百	十	円

物件 番号	
----------	--

積算内訳

設置番号	月額金額(円)

- (注) 1. 使用する印鑑は、印鑑証明書に登録された印鑑（法人の場合は、法人の代表者の印）とすること。ただし、法人で営業所に委任する場合には、委任状に押印された代理人の使用印を押印すること。
2. 入札金額は、1ヶ月間（月額）の貸付料（消費税及び地方消費税に相当する金額を除く）を記載すること。なお、金額の数字は、算用数字を用い、頭に「¥」の記号を記入すること。
3. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

委 任 状

私は、次の者を代理人と定め、市有財産一時貸付に係る一般競争入札（物件番号____）
における下記の権限を委任します。

なお、代理人が使用する印鑑は次のとおりです。

受任者 所在地又は住所
商号又は名称
職氏名

代理人使用印

--

記

- （１）入札参加申込及び入札に関する一切の権限
- （２）契約の締結及び履行に関する一切の権限
- （３）契約代金の支払いに関する一切の権限

物件 番号	
----------	--

委任者 所在地又は住所
商号又は名称
職氏名

令和 年 月 日

（宛先）八街市長 北村 新司

実 印

--

（注）委任者が使用する印鑑は、印鑑証明書に登録された印鑑とすること。

【記載例】

入札参加申込書

次のページの記載方法を参照の上、記入してください

令和 年 月 日

(宛先) 八街市長 北村 新司

入 札 者	住 所	〒	電 話	—	—
			F A X	—	—
			メー ル	@	
	(フリガナ) 氏名又は 商号及び 職氏名	印			

市有財産の一時貸付の一般競争入札に参加したく、地方自治法、同法施行令及び八街市財務規則を遵守し、入札及び契約に関する事項を承認し、次の事項を制約の上、入札参加申込をいたします。

- 1 入札公告文中の一般競争入札参加資格の事項並びに当該書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。
- 2 入札に際し、連合等による入札の公正を害するような行為をいたしませんことを誓約します。
- 3 入札参加資格の審査に必要な市税納税状況について、八街市が確認することを承諾します。

【入札物件】

物件 番号		入札公告の物件番号を記入してください。
----------	--	---------------------

※本入札参加申込書は、参加を希望する物件毎に1枚提出してください。

(注) 使用する印鑑は、印鑑証明書に登録された印鑑（法人の場合は、法人の代表者の印）とすること。ただし、法人で営業所に委任する場合には、委任状に押印された代理人の使用印を押印すること。

入 札 書

令和 年 月 日

(宛先) 八街市長 北村 新司

入札者 千

住所

氏名又は商号名称

及び職氏名

次のページの記載方法を参照の上、記入してください

印

地方自治法、同法施行令及び八街市財務規則を遵守し、入札及び契約に関する事項を承認の上、下記の金額をもって入札します。

記

入 札 金 額
(1ヶ月当たり)

百 万	拾 万	万	千	百	十	円

物件 番号	
----------	--

入札公告の物件番号を記入してください。

積算内訳

設置番号	月額金額(円)

合計額が上記の入札金額となるように、設置番号別の月額金額を記入してください。月額金額×12を1年分として契約書末尾に記載します。

- (注) 1. 使用する印鑑は、印鑑証明書に登録された印鑑（法人の場合は、法人の代表者の印）とすること。ただし、法人で営業所に委任する場合には、委任状に押印された代理人の使用印を押印すること。
2. 入札金額は、1ヶ月間（月額）の貸付料（消費税及び地方消費税に相当する金額を除く）を記載すること。なお、金額の数字は、算用数字を用い、頭に「¥」の記号を記入すること。
3. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

入札書の記入方法

＜書類の「入札者」欄には、下記を参考にご記入ください。＞

●個人で入札

入札者	〒	289-1192	
	住所	八街市八街ほ35番地29	
	氏名又は商号名称		(実印)
	及び職氏名	八街 太郎	印

●法人で入札

入札者	〒	289-1192	
	住所	八街市八街ほ35番地29	
	氏名又は商号名称	〇〇〇〇株式会社	(法人の代表者印)
	及び職氏名	代表取締役 八街 太郎	印

●個人で入札

入札者	〒	289-1192	
	住所	八街市八街ほ35番地29	
	氏名又は商号名称	〇〇〇〇株式会社〇〇営業所	(委任状の代理人使用印)
	及び職氏名	営業所長 八街 太郎	印

(注)住所氏名は、正確(印鑑証明書又は委任状に記載のとおり。)に記入してください。
省略したり、謝っていた場合は、入札が無効となる場合があります。

法人で営業所に委任する場合
に提出してください。

【記載例】

委 任 状

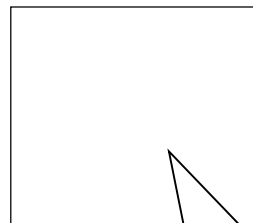
私は、次の者を代理人と定め、市有財産一時貸付に係る一般競争入札（物件番号____）
における下記の権限を委任します。

なお、代理人が使用する印鑑は次のとおりです。

受任者 所在地又は住所
商号又は名称
職氏名

次のページの記載方法を参照
の上、記入してください

代理人使用印



代理人の印は、認印で可

記

- （１）入札参加申込及び入札に関する一切の権限
- （２）契約の締結及び履行に関する一切の権限
- （３）契約代金の支払いに関する一切の権限

物件
番号

入札公告の物件番号を記
入してください。

委任者 所在地又は住所
商号又は名称
職氏名

次のページの記載方法を参照
の上、記入してください

実 印



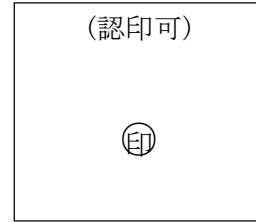
令和 年 月 日

（宛先）八街市長 北村 新司

（注）委任者が使用する印鑑は、印鑑証明書に登録された印鑑とすること。

委任状記載方法

受任者	所在地又は住所	八街市八街ほ35番地29
	商号又は名称	〇〇〇〇株式会社〇〇営業所
	職氏名	営業所長 八街 花子



委任者	所在地又は住所	〇〇市〇〇〇 〇丁目〇番〇号
	商号又は名称	〇〇〇〇株式会社
	職氏名	代表取締役 八街 太郎



(注) 下記例示のような場合には、代理人を立てる必要はありません。

<例示>

- ・入札者が法人で、その社員が入札書等の持参を行う場合。

入札書提出用封筒記載例

<表>

入 札 書 提 出 用	
(宛先) 八街市長 北村 新司	
入札書在中	
件 名 :	市有財産一時貸付一般競争入札
物件番号 :	○
入札日 :	令和 年 月 日
入札者名 :	○○ ○○

※入札者名の欄には押印は必要ありません。

<裏>



※物件番号毎に封筒を作成すること。

のり付けして封を閉じること。

なお、郵送にあたっては、下記の送付先を記載した「郵送用封筒」に「入札書提出用封筒」を入れて郵送すること。(※封筒は二重になります。複数物件の入札は同一の郵送用封筒に同封しても構いません。)

【送付先】

〒289-1192

八街市八街ほ35番地29

八街市総務部財政課契約検査係

質問用紙

[illegible]

千葉県八街市

市有財産一時貸付契約書

1. 件 名 市有財産一時貸付（物件番号●の設置番号●（八街市●●●●●））
2. 一時貸付場所 一時貸付物件一覧表のとおり
3. 契約金額（貸付料） 金 円
（うち消費税及び地方消費税の額 円）※屋内の場合のみ
4. 貸 付 期 間 令和7年4月1日から令和10年3月31日まで
5. 契約保証金 免除

上記の一時貸付物件について、「市有財産一時貸付一般競争入札案内書」（以下「入札案内書」という。）に基づき、貸付人と借受人との間において、別紙「施設内自動販売機設置場所一時貸付契約約款」により一時貸付契約を締結し、信義に従い誠実にこれを履行するものとする。

なお、本件契約は、借地借家法（平成30年法律第90号）の適用はないものとする。

本件契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、貸付人と借受人の記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

貸付人 住所又は在地 千葉県八街市八街ほ35番地29
商号又は名称 八街市
代表者又は氏名 八街市長 北村 新司 印

借受人 住所又は在地
商号又は名称
代表者又は氏名 印

自動販売機設置場所一時貸付契約約款

(総則)

- 第1条 貸付人及び借受人は、標記の契約書及びこの約款（以下「契約書」という。）に基づき、別添の仕様書、図面、事業説明書及び事業説明に対する質問回答書等（以下「仕様書等」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。
- 2 借受人は、仕様書等記載の物件（以下「一時貸付物件」という。）を契約書記載の貸付期間、仕様書等に従い、借受人に貸し付けるものとし、借受人はその貸付料を貸付人に支払うものとする。
- 3 この契約において契約期間とは、契約締結日から貸付期間の末日までの間をいう。
- 4 借受人は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了した後も同様とする。
- 5 この契約書に定める請求、届出、報告、申出、協議、承諾及び解除は書面により行わなければならない。
- 6 この契約の履行に関して貸付人と借受人の間で用いる言語は日本語とする。
- 7 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約書及び仕様書等における期間の定めについては、この契約書又は仕様書等に特別の定めがある場合を除き、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 9 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 10 この契約に係る訴訟については、貸付人の事務所の所在地を直轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(都市公園内に設置する場合)

第1条の2 八街市中央公園に設置する自動販売機については、都市公園法、都市公園法施行令、八街市都市公園条例、八街市都市公園条例施行規則、その他関係法令の定めに従うとともに、信義に従い誠実にこれを履行するものとする。

(一時貸付物件の用途等)

- 第2条 借受人は、自ら一時貸付物件に自動販売機を設置し、貸付期間中継続して、営業・運営する事業（以下「自動販売機設置運営事業」という。）を行うものとする。
- 2 借受人は一時貸付物件を自動販売機設置運営事業の用途（以下「指定用途」という。）に使用しなければならない。
- 3 借受人は自動販売機設置運営事業に必要な設置費、維持管理費その他費用を自ら負担し、次の各号に定める事項を遵守して一時貸付物件を使用しなければならない。
- (1) 自動販売機及び飲料容器等の回収容器等の設置
- ア 自動販売機及び飲料容器等の回収容器等が、使用可能な状態で常時設置されていること。
- イ 自動販売機は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（グリーン購入法）に基づく基本方針の判断の基準を満たすものを設置すること。
- ウ 当初の貸付期間（以下「貸付期間」という。）の開始後、施設管理者の指示に従い速やかに指定の位置に自動販売機及び飲料容器等の回収容器を設置し、設置後は、その完了した旨を当該施設管理者に報告すること。
- エ 自動販売機及び飲料容器等の回収容器の設置にあたっては、施設の躯体に負担のかからない方法により、転倒防止などの安全に十分に配慮すること。
- オ 電気工事を必要とするときは、施設管理者の指示に従って行い、工事完了後は、その完了した旨を当該施設管理者に報告し、検査を受けること。
- カ 自動販売機（電源確保のため工事した電気設備を含む。）は、施設管理者の日常の管理責任の範囲にあると解さないこと。
- キ ウの報告後、施設管理者が確認を行い、施設管理上支障があると認められる場合には、指示に従い速やかに是正すること。
- (2) 自動販売機の販売品
- ア 販売品は飲料（酒税法（昭和28年法律第6号）第2条による酒類又はその類似品を除く。）とすること。ただし、施設管理者の了解を得た場合は、飲料以外の食品を販売することができる。
- イ 販売品の維持管理及び補充は、借受人の責任において行うこと。
- ウ 関係法令を遵守し、賞味期限の管理等、販売品の衛生管理対策の徹底を図ること。
- (3) 自動販売機及び販売品の個別条件
- ア 自動販売機の仕様又は販売品について個別条件が付されているものは、その条件を履行すること。
- イ 個別条件が付されている自動販売機又は販売品の取扱いについて必要な事項は、本件契約とは別にして、施設管理者と協議して定めること。

1 3 4 字削除

- (4) 自動販売機の販売品の売価
販売品の売価は、販売品目の希望小売価格以下で、借受人が任意に設定できること。
- (5) 販売品補充の搬入及び飲料容器等の回収
ア 販売品補充のための搬入及び飲料容器等の回収の頻度、方法、時間帯等については、施設管理者の指示に従うこと。
イ 施設管理者の指示に従い、容器等を分別回収し、適正に処分すること。

(貸付料)

第3条 貸付料の支払いは、次の各号のとおりとする。

- (1) 借受人は、別紙「納入通知額一覧表」において、納入年度の欄の区分に応じ納入通知額の欄に記載する貸付料を、貸付人が発行する納入通知書により、貸付人に納入しなければならない。
- (2) 借受人は、各年度分の貸付料を、貸付人の指定する期日までに、貸付人に納入しなければならない。ただし、それらの納入の期限とする日が金融機関の休日に当たるときは、次の営業日を納入の期限とする。
- (3) 貸付人は、第18条第1項第1号から第6号までに掲げる事由により本件契約を解除したときは、既納の貸付料を借受人に返還しない。
- (4) 貸付人は、第18条第1項第7号に掲げる事由により本件契約の全部又は一部を解除したときは、納入通知額一覧表から算出した場所番号ごとの月額貸付料に基づき、一時貸付物件の返還を受けた日の翌日以降分の既納の貸付料を借受人に返還するものとする。

(貸付料の改定)

第4条 貸付人は、一時貸付物件につき消費税の増税など経済情勢の著しい変動その他正当な理由があると認めるときは、借受人に対して貸付料の増額を請求することができる。

- 2 貸付人の都合(施設の改修工事等を含む。)や社会状況により、施設の閉鎖や休館等が生じた場合において、来場者の大幅に減少した場合は、貸付人と借受人の協議により、貸付料の変更ができるものとする。

(自動販売機に係る電気料)

第5条 自動販売機に係る電気料については、入札案内書に基づき算定し、貸付人が毎年度の合計電気料を翌年度初めに借受人に一括請求する(貸付人が発行する納入通知書により、当該納入通知書で指定する日(その日が金融機関の休日に当たるときは、次の営業日)までに貸付人に納入しなければならない。)。

<計算式>

電気料(月額(円未満切捨て)消費税及び地方消費税に相当する額を含む。) =

(子メーターに直結する親メーターにより計算される月額電気料金) × (借受人が毎月報告の子メーターが表示する月額消費電力量)

- 2 前条第2項による貸付料の変更があった場合、その期間に係る電気料については前項の計算式から控除する。

(貸付料の延滞料)

第6条 借受人は、第3条第2号の納入期限日までに貸付料を納入しないときは、当該納入期限日の翌日から納入した日までの日数に応じ、その納入しない貸付料に当該契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条の規定により財務大臣が一般貸付利率を勘案して決定する率を乗じて計算した金額(100円未満の端数があるとき、又は当該金額が500円未満であるときは、その端数金額又は当該金額を切り捨てる。)を延滞料として、貸付人の発行する納付書により、貸付人に納入しなければならない。

(充当)

第7条 貸付人は、借受人が納入した金額をその名目いかんにかかわらず、何ら催告なしに、債務不履行の延滞料、契約保証金、貸付料の順で当該債務不履行の弁済に充当する。

- 2 貸付人は、前項の規定により借受人が納入した金額を債務不履行の弁済に充当したときは、弁済充当日、弁済充当額について借受人に書面により通知するものとし、借受人は、その通知を受けた日から30日以内に、貸付人の発行する納付書により、当該充当される前の名目とした債務不履行額の不足額を追加納入しなければならない。

- 3 借受人は、納入した貸付料に前項の不足額が生じるときは、同項の納入期限日にかかわらず、当該不足額を前条のその納入しない貸付料の額とみなし、同条の規定を適用して計算する延滞料を貸付人に納入しなければならない。

~~(契約保証金)~~

~~第8条 借受人は、本件契約の締結と同時に、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第2項に規定する契約保証金(以下「契約保証金」という。)として当初記載の契約金額(貸付料)の10分の1以上を貸付人の発行する納付書により、貸付人に納入しなければならない。~~

5 1 3 字削除

- 2 ~~第4条の規定により貸付料が増額された場合の契約保証金は、貸付料の増額と同様の割合で、貸付料増額の日から改正されるものとし、借受人は増額後の契約保証金の額（円未満切上げ）と従前の契約保証金の額との差額を、貸付人の発行する納付書により、当該増額の日から30日以内に貸付人に納入しなければならない。~~
- 3 ~~貸付人は、本件契約の終了後、借受人の第19条第1項に規定する義務の履行（ただし書を適用する場合を含み、第2号を適用する場合は第18条第1項第7号に該当するときに限る。）を確認したときは、借受人の請求により遅滞なく納入されている契約保証金を借受人に返還する。~~
- 4 ~~契約保証金には、利息を付さない。~~
- 5 ~~貸付人は、第18条第1項（第7号を除く）の規定により本件契約を解除したとき、又は借受人が第19条第1項の義務を履行しないときは、契約保証金は貸付人に帰属する。~~
- 6 ~~借受人は、前項の規定による本件契約の解除に伴い契約保証金を貸付人に帰属させたことに對して一切の異議申立て等を行うことができない。~~
- 7 ~~借受人は、貸付人に対する契約保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又は質権、譲渡担保その他のいかなる方法によっても契約保証金の返還請求権に担保を設定してはならない。~~

（一時貸付物件の引渡し）

第9条 貸付人は、貸付期間の初日に、一時貸付物件を現況有姿の状態で借受人に引き渡す。

2 前項の引渡は、貸付人の立会いの上で行うものとする。

（かし担保責任）

第10条 借受人は、本件契約の締結後、一時貸付物件に数量の不足その他隠れたかしのあることを発見しても、貸付料の減免、損害賠償その他の請求をすることができない。

（禁止事項）

第11条 借受人は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 一時貸付物件を指定用途以外の用途に供すること。
 - (2) 一時貸付物件に建物を建築すること、又は工作物を設置すること。
 - (3) 一時貸付物件を第三者に転貸し、又はそれに類似する行為をすること。
 - (4) 本件賃貸借権を第三者に譲渡し、又は他の権利を設定すること。
 - (5) 自動販売機の販売品に酒類又はその類似品を入れること。
- 2 借受人は、前項の規定にかかわらず、電気の供給のために必要があると施設管理者が認めるときは、一時貸付物件に工作物を設置することができる。

（修繕義務）

第12条 借受人の責めに帰する事由以外の事由により一時貸付物件の修繕を要するときは、貸付人と借受人で協議してその経費の負担を決定するものとする。

（滅失又はき損の通知）

第13条 借受人は、一時貸付物件の全部又は一部が滅失又はき損した場合には、直ちに貸付人にその状況を通知しなければならない。

（滅失又は毀損の原状回復）

第14条 借受人は、その責に帰する事由により一時貸付物件を滅失し、又はき損した場合には、借受人の負担において原状に回復しなければならない。

（保全義務等）

第15条 借受人は、善良なる管理者としての注意をもって一時貸付物件の維持保全（貸付人と借受人で協議して定める事項を除く。）に努めなければならない。

2 借受人は、前項の注意を怠る等その責めに帰すべき事由によって第三者に損害を与えた場合には、その賠償の責めを負うものとし、貸付人が借受人に代わってその賠償の責めを果たした場合には、貸付人は借受人に求償することができる。

（資料の提出等）

第16条 貸付人は、債権の保全上必要があると認めるとき、又は第三者に一時貸付物件を転貸している疑いがある場合等において確認の必要があると認めるときは、その参考となるべく資料の提出又は報告を借受人に求めることができる。

2 借受人は、貸付人から前項の規定による請求があったときは、正当な理由なくその請求を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

（違約金）

第17条 借受人は、貸付期間中に、第2条、第11条及び前条に規定する義務に違反したときは、当初記載の契約金額（貸付料）の100分の10に相当する額（円未満切捨て）を違約金として貸付人に支払わなければならない。

2 前項の違約金は、次条第2項又は21条第1項に規定する損害賠償の予定又はその一部と解釈しない。

(契約の解除)

第18条 貸付人は、次の各号のいずれかに該当する場合は、本件契約を解除することができる。

- (1) 借受人が納入期限後3か月以上貸付料の支払いを怠ったとき。
- (2) 借受人が第11条に規定する禁止事項に違反したとき。
- (3) 借受人が本件契約に定める義務を履行しないとき。
- (4) 借受人の事業内容、資力、信用状態等の重要な事項に関して虚偽があったとき。
- (5) 借受人が、破産、会社更生、民事再生、精算又は特別精算その他倒産法制上の手続きについて借受人の取締役会でその申立てを決議したとき、又は第三者（借受人の取締役を含む）によって、その申立がなされたとき。
- (6) 借受人の発行する手形又は小切手が不渡りとなったとき。
- (7) 貸付人において、公用又は公共用に供するために一時貸付物件を必要とするとき。

2 借受人は、貸付人の解除権の行使に伴い、第8条第5項の規定により貸付人の帰属とする契約保証金の額を超えて貸付人に損害があるときは、その損害を賠償しなければならない。

3 貸付人は解除権を行使したときは、借受人の負担した契約の費用を償還しない。

4 貸付人は解除権を行使したときは、借受人の支払った違約金及び一時貸付物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用を償還しない。

5 借受人は、貸付人の解除権の行使に伴い発生した損失について、貸付人にその補償を請求することはできない。

6 第3項から前項までの規定は、第1項第7号に該当する場合は適用しないものとする。

(一時貸付物件の返還)

第19条 借受人は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める日までに、一時貸付物件を原状に回復して貸付人に返還しなければならない。ただし、貸付期間の満了前に、次の貸付期間にも引き続き同じ一時貸付物件を使用することができることが明らかになったときは、当該一時貸付物件を原状に回復することなく、引き続き使用することができる。

- (1) 貸付期間の満了による場合 貸付期間の満了の日
- (2) 前条の規定により貸付人が本件契約を解除する場合 貸付人の指定する日

2 前項の返還は、貸付人の立ち会いの上で行うものとする。

3 貸付人は、借受人が第1項に規定する義務を履行しないときは、借受人が設置する自動販売機を移設し、事務管理をすることができるものとする。この場合において、借受人は、第9条第5項の規定により貸付人の帰属とする契約保証金の額を超えて貸付人に費用が生じるときは、その超えた費用を貸付人に支払わなければならない。

(損害賠償)

第20条 借受人は、その責に帰する事由により一時貸付物件の全部又は一部を滅失し、又はき損した場合において、貸付人が負担して原状に回復したときは、当該滅失し、又は毀損したことによる損害に相当する金額その他費用等を損害賠償として貸付人に支払わなければならない。

(有益費等の請求権の放棄)

第21条 借受人は、貸付期間が満了した場合において、一時貸付物件に投じた改良費等の有益費、修繕費等の必要費及びその他の費用があっても、これを貸付人に請求し得ないものとする。

(契約の費用)

第22条 本契約の締結に要する費用は、借受人の負担とする。

(住所等の変更の届出)

第23条 借受人は、その住所又は氏名（法人の場合にあつては所在地又は名称）に変更があったときは、速やかに貸付人に届け出るものとする。

(自動販売機の利用者等への対応)

第24条 借受人は、自動販売機設置運営事業により発生するトラブル、苦情等について一切の責任を持って解決する。

(自動販売機等の移設)

第25条 借受人は、一時貸付物件のある施設内の事務室の配置変更、その他施設管理上の事情等により、施設管理者が指定した位置を変更せざるを得ないとの貸付人の判断に基づき、貸付人から自動販売機又は飲料容器等の回収容器等の移設について請求を受けたときは、借受人の負担により、施設管理者が新たに指定する位置に当該自動販売機、飲料容器等の回収容器等を移設しなければならない。

(商品の盗難又は毀損)

第26条 貸付人は、設置された自動販売機、当該自動販売機で販売する商品若しくは当該自動販売機内の売上金又は釣り銭等の盗難及び毀損又は停電等による売り上げの減少等について、貸付人の責に帰すことが明らかな場合を除き、その責を負わない。

(実地調査等)

第27条 貸付人は、貸付期間中、必要に応じて、借受人に対し貸付物件や売上げ状況等について所用の報告若しくは資料の提出を求め又は実地に調査することができる。

この場合、借受人は、その調査を拒み、若しくは妨げ、又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(疑義の決定)

第28条 この契約書の各条項若しくは仕様書等の解釈について疑義を生じたとき又はこの契約書若しくは仕様書等に定めのない事項については、貸付人と借受人で協議の上定めるものとする。本件契約に関し疑義のあるとき、又は定めのない事項があるときは、貸付人と借受人で協議の上、その内容を決定する。

一時貸付物件一覧表

【物件番号 1】

設置 番号	財産名称	貸付場所	所在地	貸付面積
①	八街市役所	第一庁舎 1 階(東)	八街市八街ほ 3 5 番地 2 9	1. 4 6 m ²
②	八街市役所	第一庁舎 2 階	八街市八街ほ 3 5 番地 2 9	1. 3 4 m ²
③	八街市役所	第三庁舎 2 階	八街市八街ほ 3 5 番地 2 9	1. 0 9 m ²
④	八街市役所	総合保健福祉センター 3 階	八街市八街ほ 3 5 番地 2 9	1. 4 6 m ²

納入通知額一覧表

物件 番号	設置 番号	納入通知額（円）税込			
		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	計
1	①	円	円	円	円
	②	円	円	円	円
	③	円	円	円	円
	④	円	円	円	円

一時貸付物件一覧表

【物件番号 2】

⑤	八街市役所	総合保健福祉センター 1 階	八街市八街ほ 3 5 番地 2 9	1 . 3 4 m ²
---	-------	----------------	-------------------	------------------------

物件 番号	設置 番号	納入通知額（円）税込			
		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	計
2	⑤	円	円	円	円

一時貸付物件一覧表

【物件番号 2】

設置 番号	財産名称	貸付場所	所在地	貸付面積
⑥	八街駅南口駅前 広場	「ぼっち」東側付近	八街市八街ほ 2 3 7 番地	1 . 4 6 m ²
⑦	八街駅北口駅前 広場	屋外トイレ付近	八街市中央 1 0 0 番地	1 . 4 6 m ²
⑧	榎戸駅駅前 広場	屋外トイレ付近	八街市榎戸 9 2 5 番地	1 . 4 6 m ²

納入通知額一覧表

物件 番号	設置 番号	納入通知額（円）			
		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	計
2	⑥	円	円	円	円
	⑦	円	円	円	円
	⑧	円	円	円	円

【物件番号 3】

設置 番号	財産名称	貸付場所	所在地	貸付面積
⑨	八街市役所	第一庁舎 1 階(中)	八街市八街ほ 3 5 番地 2 9	1 . 4 6 m ²

納入通知額一覧表

物件 番号	設置 番号	納入通知額（円）税込			
		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	計
3	⑨	円	円	円	円

一時貸付物件一覧表

【物件番号 3】

設置 番号	財産名称	貸付場所	所在地	貸付面積
⑩	けやきの森公園	屋外トイレ付近	八街市八街ほ 2 4 5 番地	1. 8 5 m ²
⑪	八街中央公園	公園入口付近	八街市八街ほ 1 5 5 番地 1	1. 4 6 m ²

納入通知額一覧表

物件 番号	設置 番号	納入通知額（円）			
		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	計
3	⑩	円	円	円	円
	⑪	円	円	円	円

一時貸付物件一覧表

【物件番号 3】

設置 番号	財産名称	貸付場所	所在地	貸付面積
⑫	中央公民館	1 階通路(北)	八街市八街ほ 7 9 6 番地 1	1 . 4 6 m ²

納入通知額一覧表

物件 番号	設置 番号	納入通知額（円）税込			
		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	計
3	⑫	円	円	円	円

一時貸付物件一覧表

【物件番号 3】

設置 番号	財産名称	貸付場所	所在地	貸付面積
⑬	学校給食センター	第一調理場 1 階廊下	八街市八街へ 199 番地 1060	1. 4 6 m ²

納入通知額一覧表

物件 番号	設置 番号	納入通知額（円）税込			
		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	計
3	⑬	円	円	円	円

一時貸付物件一覧表

【物件番号 4】

設置 番号	財産名称	貸付場所	所在地	貸付面積
⑭	スポーツプラザ	1 階ラウンジ(下)	八街市八街い 8 4 番地 1 0	1 . 2 1 m ²
⑮	スポーツプラザ	1 階ラウンジ(下)	八街市八街い 8 4 番地 1 0	1 . 2 1 m ²
⑯	スポーツプラザ	屋外トイレ付近	八街市八街い 8 4 番地 1 0	1 . 4 6 m ²

納入通知額一覧表

物件 番号	設置 番号	納入通知額 (円)			
		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	計
4	⑭	円	円	円	円
	⑮	円	円	円	円
	⑯	円	円	円	円

一時貸付物件一覧表

【物件番号 4】

設置 番号	財産名称	貸付場所	所在地	貸付面積
⑪	クリーンセンター	屋外通路	八街市用草 5 0 0 番地	1. 4 6 m ²

納入通知額一覧表

物件 番号	設置 番号	納入通知額（円）			
		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	計
4	⑪	円	円	円	円

一時貸付物件一覧表

【物件番号 4】

設置 番号	財産名称	貸付場所	所在地	貸付面積
⑱	八街市立図書館	1 階元電話ボックス	八街市八街ほ 8 0 0 番地 1	1. 4 6 m ²

納入通知額一覧表

物件 番号	設置 番号	納入通知額（円）税込			
		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	計
4	⑱	円	円	円	円

一時貸付物件一覧表

【物件番号 5】

設置 番号	財産名称	貸付場所	所在地	貸付面積
⑬	八街市役所	第一庁舎 1 階(西)	八街市八街ほ 3 5 番地 2 9	1 . 3 1 m ²

納入通知額一覧表

物件 番号	設置 番号	納入通知額（円）税込			
		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	計
5	⑬	円	円	円	円

一時貸付物件一覧表

【物件番号 5】

設置 番号	財産名称	貸付場所	所在地	貸付面積
②⑩	中央公民館	1 階通路(南)	八街市八街ほ 7 9 6 番地 1	1 . 4 6 m ²

納入通知額一覧表

物件 番号	設置 番号	納入通知額（円）税込			
		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	計
5	②⑩	円	円	円	円

一時貸付物件一覧表

【物件番号 5】

設置 番号	財産名称	貸付場所	所在地	貸付面積
②①	スポーツプラザ	1 階ラウンジ(上)	八街市八街い 8 4 番地 1 0	1 . 2 1 m ²

納入通知額一覧表

物件 番号	設置 番号	納入通知額（円）税込			
		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	計
5	②①	円	円	円	円